

背景・目的

- ・ 近年に発生した児童虐待の事案では、転居した際の自治体間の引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進める。
- ・ 令和2年度予算案では、全国統一の情報共有システムの開発や自治体におけるシステム改修に必要な費用を計上。

【児童相談所が新たに虐待事案の通告を受けた場合の情報共有・情報収集の例】

従来の対応（一般的な例）

① 通告受理

- ・ 関係機関等からの通告を受理し、その際に得た情報を記録
- ・ 児童相談所における過去の対応歴を確認するとともに、住所地の市町村等における過去の対応歴を電話で確認
- ・ 通告者が把握している情報以外の情報を収集。必要に応じ、市町村等から電話で聴取。
(例：住所、利用機関（保育所等）・就学状況、家庭の状況 等)

② ケースの進行管理

- ・ 要保護児童対策地域協議会の実務者会議（2月に1度程度）や電話等により、各ケースの状況変化等を把握するとともに、支援方針を確認

③ 転出の際の引き継ぎ等

- ・ 転出先の児童相談所に電話や文書の郵送等により連絡（緊急性の高い事案は対面で引き継ぎを実施）
- ・ 児童が行方不明になった場合、各都道府県の児童相談所にFAXで情報共有を行い、当該児童の情報収集を実施

情報共有システム導入後の対応

- ・ 関係機関等からの通告を受理し、その際に得た情報を記録
- ・ 過去の対応歴の有無について、情報共有システムで検索（夜間・休日など、市町村の職員が不在の場合でも把握可能）
- ・ 情報共有システムに市町村が登録している情報を確認（例：住所、利用機関（保育所等）・就学状況、家庭の状況 等）

- ・ 要保護児童対策地域協議会の仕組みに加え、情報共有システムにより、児童相談所と管内市町村は、それぞれが保有するケース記録を常時、相互閲覧可能
(ケース記録の登録情報が変更された際、システム上で自動的に関係自治体に通知（（例）市町村→児童相談所）)

- ・ 情報共有システムにより、ケース記録の情報提供を行い、正確な情報を速やかに伝えることが可能
- ・ 情報共有システムにおいて、行方不明となった児童の情報共有や情報収集を実施（電子的な管理により過去の情報等の検索が容易）

【情報共有システムの機能等】

※本システムは、LGWAN—ASPとして開発されるシステムである。

（LGWAN—ASP：LGWAN（自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク）を介して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み）

※各機能については、標準設定を記載しているが、各自治体で設定を変更することが可能。

※情報の登録・更新は、電子データの取り込みだけでなく、オンライン入力（システム上での直接入力）が可能。

①ケースの登録・管理等

○児童記録票の新規登録・更新

- ・全国共通フォーマットの児童記録票によりケース記録を登録する。ケガの写真等を添付することも可能。
- ・新規のケース登録や既に登録されているケース記録の更新（情報の追加・変更）が行われた際、自動的に関係自治体に通知される。
（関係自治体への通知：児童相談所→住所地の市町村、住所地の市町村→児童相談所）

○児童記録票の閲覧

- ・個別のケース記録の閲覧のほか、登録を行ったケースの一覧表を閲覧することが可能。
（児童相談所と管内市町村においては、それぞれが保有するケース記録について、夜間・休日も含め、常時、相互に閲覧することが可能）

②自治体間の情報共有（検索・転出転入等）

○検索

- ・過去の対応歴の有無を把握するため、児童や保護者の氏名等により、全国のケース記録の検索が可能。（部分的な情報でも検索可）

○転出児童の情報提供、転入児童の確認

- ・登録されているケースが転出した場合、転出先の自治体に対し、ケース記録の情報提供を行う。
- ・情報提供を受けた転入先の自治体において、確認を行ったケース記録は、転入先の自治体に登録され、当該自治体で更新を行う。
（届出なしで転出した場合、転出先の自治体が検索機能を用いて転出元の自治体を把握し、ケース記録の情報提供を受けることが可能）

○行方不明児童（C A情報）の情報共有

- ・児童が行方不明となった場合、全国の児童相談所に通知。該当する児童を確認した児童相談所は、通知元の児童相談所に情報提供を行う。

③その他

○サーバー

- ・全ての自治体が利用できる本システム専用の全国共通のサーバーを整備。サーバー内では都道府県ごとの格納領域を区分して情報を管理。

○操作・閲覧履歴の記録

- ・システム上で行った操作の履歴や、他の自治体による児童記録票の閲覧の履歴を記録し、確認することが可能。

○厚生労働省への報告等

- ・死亡事例検証の対象となる重大事案等について、厚生労働省がケース記録の閲覧を行うことや、毎年、調査を実施している児童相談所の職員体制等について、システム上で自治体が厚生労働省に報告を行うことができる。

要保護児童等に関する情報共有システムにおける閲覧制限について

※ 本システムは、各自治体のケース記録（児童記録票）を全国共通のサーバーで一元的に管理するが、全ての自治体が全ての情報を閲覧できる仕組みではなく、閲覧制限を行い、必要な範囲で情報を閲覧をする仕組みとなっている。

○本システムで共有される情報と閲覧制限

他の自治体の情報を閲覧

【児童記録票】

【都道府県内の閲覧機能】

(児童相談所と管内市町村)

【都道府県外の閲覧機能】

・子どもの氏名、性別、
生年月日、住所

・保護者の氏名

・保護者の勤務先

・家族の状況
(同居親族と児童との
続柄等)

・保育所等利用状況

・養育状況

・福祉サービス等利用状況

・面接結果、調査結果

・所見

・支援方針、経過 等

・子どもの氏名、性別、
生年月日、住所

・保護者の氏名

・保護者の勤務先

・家族の状況
(同居親族と児童との
続柄等)

・保育所等利用状況

・養育状況

・福祉サービス等利用状況

標準設定では、全ての
情報を相互閲覧可と
した上、任意で閲覧制
限の設定が可能

・子どもの氏名、性別、
生年月日

・保護者の氏名

※各児童の児童記録票を登録した児童相談所
や市町村の名称及び連絡先も表示される。

※「住所」は、DV事案において慎重な取扱い
が必要となることから、検索機能の中では
非表示とする。

検索機能により
表示される内容

必須入力項目

※児童記録票
第1面

※ 必須入力項目の入力方法は仕様書で提示し、標準化を図る。

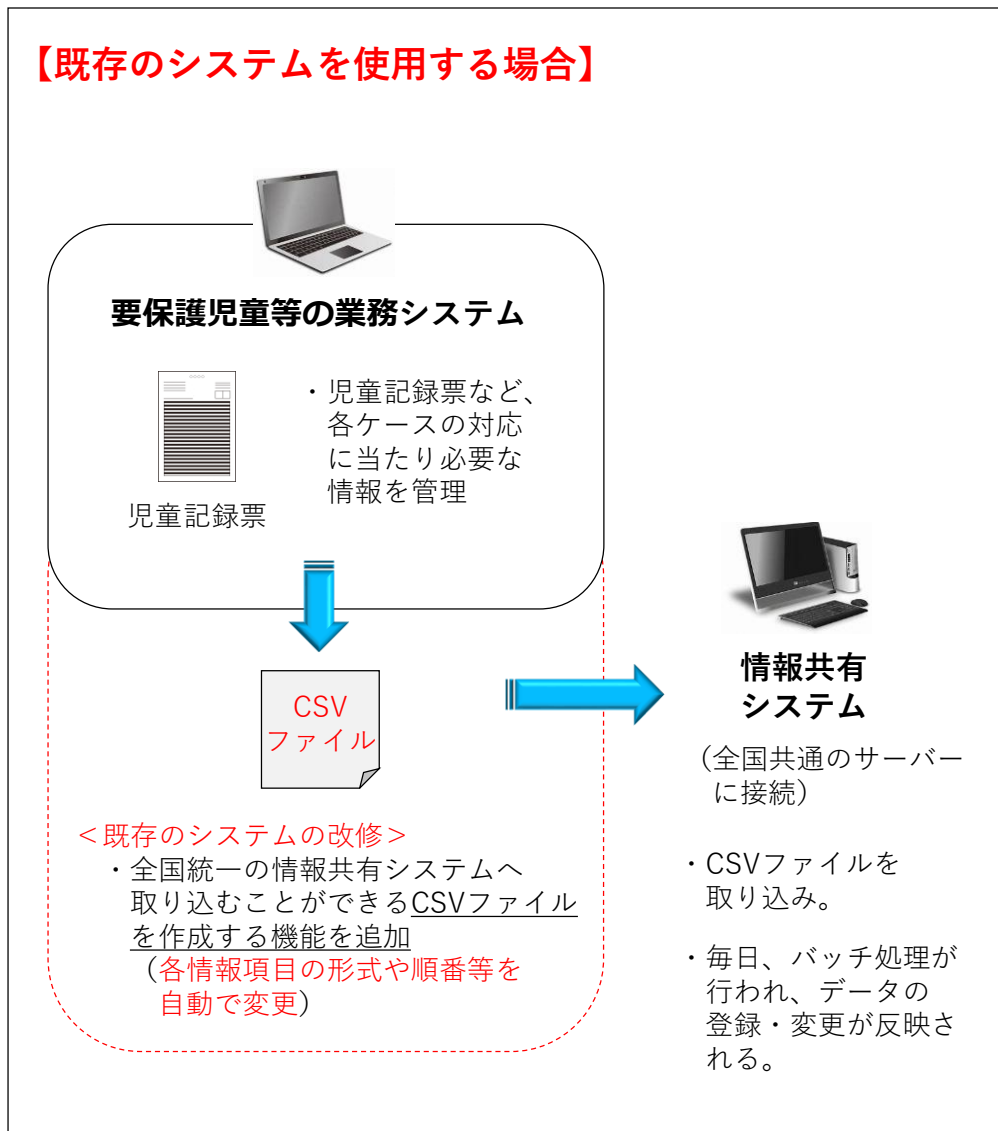
※ 市町村間の相互閲覧の機能は設けない。

全国統一の情報共有システムの自治体における利用方法について

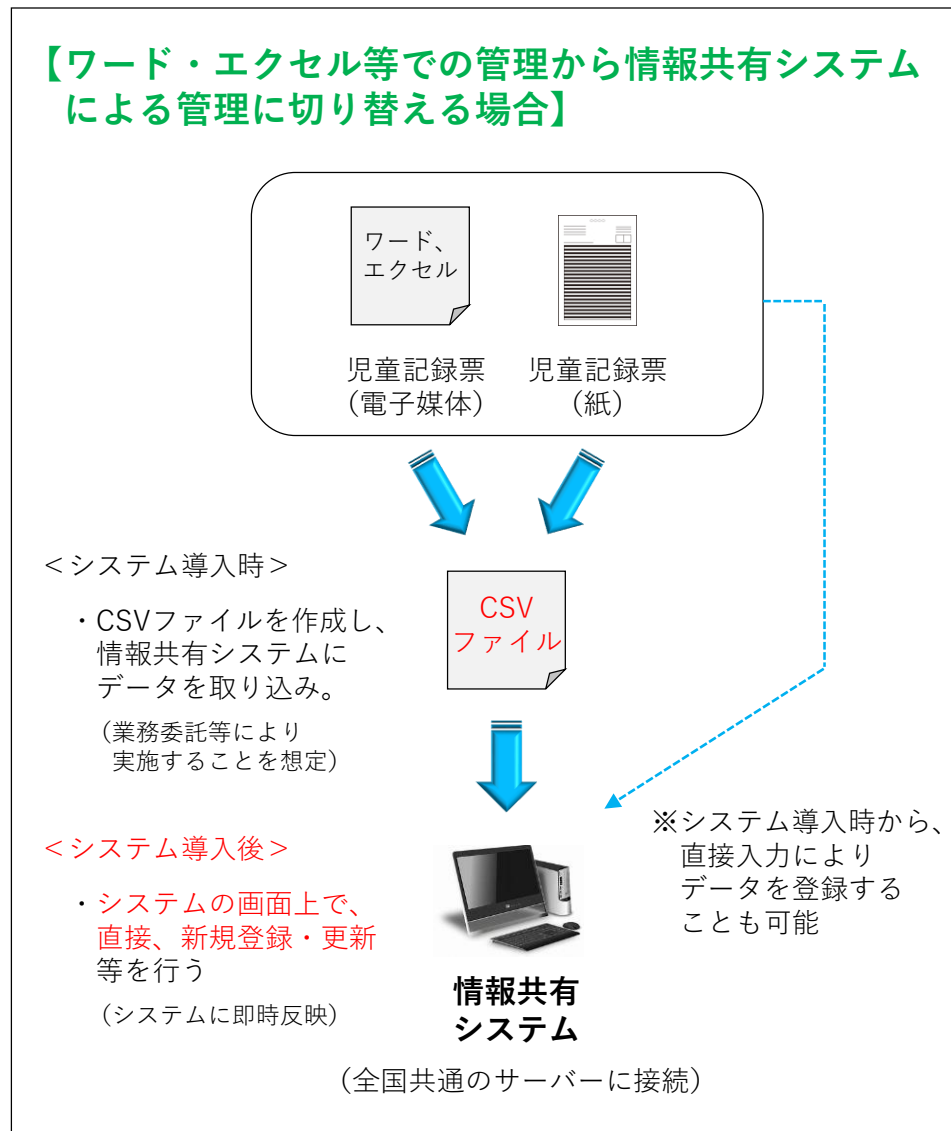
※ 本システムは、各自治体のケース記録（児童記録票）に関するデータベースとしての機能を有するものであることから、現在、各自治体で保有しているケース記録を本システムに登録することが必要。

ケース記録の登録については、下記のとおり、既存のシステムを使用する場合とそれ以外の場合の2通りの方法がある。

【既存のシステムを使用する場合】



【ワード・エクセル等での管理から情報共有システムによる管理に切り替える場合】



令和2年度予算案（要保護児童等に関する情報共有システム）

背景・目的

- ・ 近年に発生した児童虐待の事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進める。

内容

- 全国統一のシステム開発（令和2年度予算案：7.8億円（全額国費））
- 自治体におけるシステム改修費用等の補助（令和2年度予算案：183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業））
【補助基準額】 1自治体当たり40,000千円（上限額） 【補助率】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2
(※) システムの導入・改修費用のほか、機器の調達やデータの取り込みに関する費用も補助対象となる。

事業イメージ

